

(申請10)

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市淀江温浴施設	
(2) 所在地	米子市淀江町福岡 1547 番地	
(3) 構造	鉄骨造 2	
(4) 敷地面積	6, 173 平方メートル	
(5) 建築面積	1, 741. 57 平方メートル	
(6) 開館日	平成 12 年 8 月 12 日	
(7) 主な施設内容	大浴場、露天風呂、サウナ、リラクゼーションルーム、休憩室、和室集会室、レストラン、会議室、フロント、ロビー、売店等	
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	本市の地域資源を生かし、地域の活性化及び住民福祉の増進を図る。	
(9) 施設の現状	当施設は地元住民が利用するだけでなく、県外等から観光で訪れる方にとっても憩いや安らぎを感じていただける温浴施設となっている。また、土産物の販売、レストランでの飲食、宴会等様々な用途で利用されている。	
(10) 施設の運営状況 (令和 6 年度) の概要	ア 利用者 (入浴者) 数	121, 277 人
	イ 事業収入額	133, 273 千円
	内訳 使用料	69, 441 千円
	飲食事業売上	33, 399 千円
	物販事業売上	30, 433 千円
	ウ 自主事業収入額	16, 749 千円
	内訳 宴会事業売上	12, 731 千円
	その他収入	4, 018 千円
	エ 管理運営費 (支出額の合計)	141, 035 千円

(申請10)

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲

- ア 温浴施設の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃
  - (イ) 施設等の警備
  - (ウ) 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、下水道使用料、燃料費、業務委託料等）の支払
- イ 温浴施設の施設等の利用に関すること。
- (ア) 温浴施設条例第4条第1項に規定する使用許可等（以下単に「使用許可等」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
  - (イ) 各種届出書の受付
  - (ウ) 温浴施設の施設等の使用料（以下単に「使用料」という。）の徴収、減額、免除及び還付
  - (エ) 利用者の応接
- ウ 温浴施設の利用の促進に関すること。
- (ア) 広報活動の実施
  - (イ) イベント等の誘致
  - (ウ) 温浴施設の利活用の促進に資すると認められる自主事業（以下単に「自主事業」という。）の企画及び実施に関すること
- エ その他管理業務のうち、次に掲げるもの
- (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
  - (イ) 情報公開及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護に関する措置
  - (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
  - (エ) 事業報告書の作成及び提出
  - (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
  - (カ) 温浴施設の施設等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
  - (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
  - (ク) その他管理業務に係る庶務、経理等の事務

### (3) 管理の基準

#### ア 基本方針

- (7) 指定管理者は、管理業務の処理に当たっては、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (8) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての温浴施設の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、温浴施設の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (9) 指定管理者は、温浴施設の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、温浴施設の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めなければならない。

#### イ 基本的事項

- (7) 温浴施設の開館時間及び休館日は、原則として、温浴施設条例第3条に規定するところによる。ただし、指定管理者において必要があると認めるときは、市の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (8) 指定管理者は、温浴施設条例に基づき、公平かつ公正に使用許可等を行わなければならない。なお、温浴施設条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を行ってはならない。
- (9) 指定管理者は、温浴施設条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、温浴施設の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、温浴施設への入場を拒否し、又は温浴施設からの退場を命ずることができる。
- (10) 指定管理者は、使用料を温浴施設条例第9条に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ、市の承認を受けて定め、温浴施設の施設等の使用者又は利用者から徴収するものとする。
- (11) 指定管理者は、使用料を指定管理者の収入として収受するものとする。
- (12) 指定管理者は、市長が定める減免基準に基づき、使用料を減額し、又は免除することができる。
- (13) 指定管理者は、温浴施設条例第9条の4の規定並びに市長が定める還付基準に基づき、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- (14) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- (15) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市と同様の責務を有するものとし、市の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じな

(申請10)

なければならない。

- (ロ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、毎年度、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、特に十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定管理者の指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 指定管理者は、温浴施設の施設等及び温浴施設に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を無償で使用することができる。なお、指定管理者は、温浴施設にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ市に報告しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、手続条例第11条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- (エ) 指定管理者は、手続規則第5条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市長に提出しなければならない。
- (オ) 前項に規定するもののほか、指定管理者は、毎月、温浴施設の利用の状況、使用料及び自主事業の収入額その他市が指示する事項を記載した報告書を作成し、翌月の10日（3月分の報告書については、同月31日）までに、市に提出しなければならない。
- (カ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならな

(申請10)

い。ただし、あらかじめ市の承認を受けた一部の業務については、この限りでない。

**(4) 管理業務の処理体制**

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として支配人1人を、これを補佐する者としてマネージャーまたは主任1人を置く。

**(5) 市が直接行う業務**

ア 温浴施設の目的外使用の許可その他の市長に専属する権限に基づく事務に関すること。

**(6) 管理業務の処理に必要な経費**

ア 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、自主事業の収入及び指定管理者が市の承認を受けて温浴施設において行う事業による収入によって賄うものとする。

イ 温浴施設の指定管理料は無料とする。